

令和 3 年

亀山市教育委員会第 5 回臨時会会議録

亀山市教育委員会第5回臨時会会議録

1. 日 時

令和3年8月10日（火）午後1時15分開会

2. 場 所

亀山市役所本庁舎3階 理事者控室

3. 出席委員

教育長	服 部 裕
1番委員	大 萱 宗 靖
2番委員	吉 岡 洋 子
3番委員	宮 村 由 久
4番委員	若 林 喜美代

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育部長	亀 山 隆
教育総務課長	岡 安 賢 二
学校教育課長（以下学校課長という。）	宇 野 勉
参事（兼）生涯学習課長（以下参事生課長という。）	桜 井 伸 仁
副参事（図書館整備担当）（以下図書副参事という。）	小 坂 博 文
図書館長	井 上 香代子
学校教育課主幹兼学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	加 藤 尚 大
学校教育課主幹兼教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	武 居 政 敏
学校教育課主幹兼教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	前 田 亜 弓
生涯学習課主幹（兼）社会教育グループリーダー（以下生社GLという。）	高 重 京 子
教育総務課主幹（兼）保健給食グループリーダー（以下保健GLという。）	渡 邊 尚 也
教育総務課主任主査（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。）	中 野 貴 晶
教育総務課教育総務グループ主任主査	早 川 美 紀

6. 会議録署名者指名

3番委員（宮村由久委員）

4番委員（若林喜美代委員）

7. 議事

教育長 議案第50号「令和4年度使用中学校用教科用図書（社会：歴史的分野）の採択について」審議を行います。ここで関係課以外は退出をお願いします。

（関係課以外退出）

審議に入る前に許可をいただきたいが、教科書採択については、採択の公正を確保するため、三重県北勢第3地区教科用図書採択協議会では、採択業務が終了する8月31日までは採択業務に関する文書を非公開としている。本日、亀山市教育委員会は教科書の採択を決定する予定であるが、他地域への影響も考慮して8月31日までは審議内容を非公開とする。傍聴人の方におかれては、傍聴に係る趣旨を理解いただき、採択結果等による公表については控えていただくようお願いする。しかし、その一方で、透明性の確保、開かれた採択を一層推進するという教科書採択の方針もある。そこで当教育委員会においては会議を「公開」とし、進めさせていただきたいと思うがよろしいか。

（全委員異議なし）

それでは、事務局の説明を求める。

教育部長 議案第50号「令和4年度使用中学校用教科用図書（社会：歴史的分野）の採択について」です。三重県北勢第3地区教科用図書採択協議会で推薦された令和4年度使用中学校用教科用図書について、委員会の採択決定を求めるものです。詳細につきましては学校教育課長より説明します。

学校課長 （学校課長資料に基づき説明）

教育長 昨年度多くの教科の採択を終えたが、以後、自由社の歴史教科書が文部科学省の検定を合格したという経緯から、また1年後に採択業務を行うこととなった。昨年度採択し、現在使用されている中学校歴史教科書は東京書籍であり、新たに自由社の教科書が加わった。その2社を比べ、東京書籍がよいのではないかという

提案であった。

宮村委員 現行は東京書籍であるが、特段悪いということがなければ継続して使用するということではいかがか。

大萱委員 1年で教科書を変えることがどうかということもある。本日の資料によると課題がない教科書ではないかと思う。東京書籍でよいのではないか。

教育長 一方で、自由社は10個課題があり、報告書からは大きな差があるのが伺える。

吉岡委員 現在中学校で使用している教科書を見せていただいているが、誰が見ても分かりやすい。毎年新しい教科書をいただくことが当たり前だと思っているが、アメリカでは同じ教科書を何人もの子どもが何年も使っていくということがあった。1年で変更するのはもったいないと感じる。

若林委員 昨年度に引き続き委員として策定委員会に出席したが、調査報告書に書いてあるとおりでと思う。委員の中から再度すべての教科書を見直してはどうかという意見が出たため時間をかけて見直したが、例えば、自由社の教科書の254ページ、対話とまとめのページと、東京書籍の248ページ、まとめの活動部分を見比べると分かるが、東京書籍は、事実をまとめ、子どもたちにどうしてこのようになったかを投げかけ考えさせる流れとなっている。一方、自由社については、思考を1つの方向にまとめてしまうような流れとなっており、一人ひとりが自由に考え方をぶつけるといような場が作りにくいと感じた。詳細に記載されている部分もあるが難しい印象である。

教育長 自由社は内容や物事の見方に偏りが見られるという課題が指摘されているがどのような点か。

支援GL 採択協議会の中でもそれぞれの見方や考え方があり、戦争に関する考え方が教科書により差があるということが言われましたが、採択の中ではそれを視点として挙げずにICT活用や学びの授業づくりの中でどのような活用が子どもたちに適しているかという点において採択を決定しました。

教育長 採択協議会に出席したが、自由社の238ページに「大東亜戦争」と書かれているが、それ以外の教科書は「太平洋戦争」と書かれている。大東亜戦争は、戦後の日本ではアメリカ側がこの名

称を禁止したため、太平洋戦争という名称が一般化した。一般的に太平洋戦争と呼ばれているが東京書籍ではこの違いについても紹介されている。

また、昨年の採択協議会を経て1社だけ後に検定を合格するという事は極めてまれなことであるがどうか。

支援GL

自由社は2019年度に申請し昨年度の採択に間に合うように準備していましたが、欠陥が著しく多いとのことで不合格となりました。2020年度に再申請し83箇所の指摘がありましたが、すべて修正して合格となったため今回の採択にあてられました。

教育長

東京書籍でよいのではないかとのご意見であり、推薦のあった東京書籍に決定してよろしいか。

(全委員異議なし)

(議案第50号については採択決定される。)

(退室した職員入室)

教育長

議案第51号「令和3年9月亀山市議会定例会教育行政現況報告について」説明を求める。

教育部長

令和3年9月亀山市議会定例会に提出する教育行政現況報告を別紙のとおり策定することについて、委員会の議決を求めるものです。

総務GL

(令和3年9月亀山市議会定例会教育行政現況報告事務局朗読)

学校課長

中学校の部活動関係で追加があり、亀山中学校の女子バレーボール部が全国大会に出場することになりましたので追記させていただきます。

大萱委員

新聞で拝見したが、三重県が独自で学力調査をタブレット端末で行うとのことだったと思うが、全国的に行っているのはどれくらいか。

学校課長

全国を取組までは把握していません。三重県独自に行っている三重スタディチェックの記述以外の部分で活用すると聞いております。

教育長

記述式を除く部分ということである。

大萱委員

集計も行えるのか。

学校課長

集計も採点も瞬時に行われます。

教育長

現在、計算問題や漢字問題もタブレットで瞬時にその子に適し

た問題へと誘導するようなシステムが標準となっている。

研究GL

CBT化とまではいかないものの、一人一台端末の中のソフトウェアとして、個別最適化されたアプリケーションとなっています。瞬時に回答できるものが揃っています。

教育長

学力調査の面で広がってきている。

若林委員

タブレット自動集計の件で、現在は教員が丸付けをして集計するという作業を行っているが、何年後かには自動集計されることが分かっているのか。今後の可能性について教えていただきたい。あと、合唱コンクールについて出場した学校と結果について教えていただきたい。

学校課長

ICTを活用した学力調査は速やかに結果の自動集計が行われ、アプリケーションで子どもたちが解いた問題が集計されていき、結果がすぐに分かります。

若林委員

来年から実施されるということか。

教育長

来年1月から実施されます。

学校課長

NHK音楽コンクールについては、小学校は川崎小学校、亀山西小学校の2校、中学校は亀山中学校1校が出場します。

大萱委員

全日本合唱コンクール全国大会小学校部門に川崎小学校が出場するが、予選は無かったのか。

学校課長

前回金賞ということで選出されています。

大萱委員

NHK全国音楽コンクールとはまた違うのか。

教育長

異なるコンクールである。

学校課長

今年度三重県コンクールでは審査なく、川崎小学校が全国コンクールに出場することとなりました。

教育長

前回金賞であった川崎小学校が全国合唱コンクールに推薦されたが、去年はコロナで開催されず延期になったので今年度出場することに決まった。

吉岡委員

4ページのライオンズクラブからの贈呈で、12校に担当したということは残りの学校は通訳が必要ないということか。

学校課長

日本語指導が必要な子どもがいる、保護者とのコミュニケーションにおいて必要な学校が12校です。特に必要性の高い亀山西小学校と亀山中学校に2台ずつ、教育委員会にも1台となっています。

宮村委員

1ページ7行目で「感染防災対策」となっているが。

総務GL 「感染防止対策」と修正させていただきます。

宮村委員 2ページの後半、亀山市学校教育ビジョンの骨子案をまとめているとあり、5ページに生涯学習計画の改定のこと書かれているが、少し書きぶりが違うがどちらかに合わせたほうがよいのではないか。6ページの図書館設置条例について、例規整備の協議は誰と行ったのか、いつの議会に上程される予定か。

教育長 学校教育ビジョンと生涯学習計画の書きぶりは修正するということでよいか。

総務GL 修正させていただきます。

参事生課長 図書館の条例案につきましては、市議会9月定例会に提案させていただきます。協議については、市内部の協議ということです。条例の議案については市長提案ですので、教育委員会側の表現としては例規の協議を行ったということにしました。

教育長 一部ご指摘のあった部分を修正し、私に一任していただくこととし、可決してよろしいか。

(全委員異議なし)
(議案第51号については可決される。)

8. 協議事項

教育長 協議事項1「「亀山市学校教育ビジョン」の方向性(骨子:案)について」説明を求める。

学校課長 (資料に基づき説明)

大萱委員 教育大綱を踏まえて学校教育ビジョンを作成していくと思うが、教育大綱は示されているのか。

教育部長 現時点は示されておられません。

大萱委員 教育大綱がまだ示されていないのに骨子案が作れるということは、ある程度の想定を基に骨子案を作成したということか。

教育部長 教育大綱は、教育の大元になるものですので、一新されるものではないだろうという想定の中で作業を進めています。骨子案については、現行の教育大綱の考え方から大きく逸脱するものではないので、新たな大綱が示されても計画等が大きく変わってくることは想定していません。

大萱委員 新しい教育ビジョンについては、教育大綱が示されてから諮っ

の方が良いのではないか。

教育長 教育大綱より前に学校教育ビジョンだけの骨子案が提案されるのはなぜかという趣旨であると考える。

教育部長 並行している生涯学習計画についても策定作業を進めており、学校教育ビジョンについては昨年度から委員会を設け議論を重ねており、大きな柱については他の計画と比べても早く方向性を固めてきている状況です。生涯学習計画については、生涯学習推進会議を開催し骨子案をまとめている段階であり、学校教育ビジョンについて早めに整理がついており先行的にお示ししているものです。

大萱委員 長期的な視点で見えていかなければならないと思うので教育大綱を早く示してもらい、それを踏まえて作成するようお願いしたい。

教育部長 教育大綱については先般の総合教育会議でも市長が触れられましたが、教育委員会としての考えもいただきたいとのことでした。現在各課からの意見の集約を行っており、改めてご意見をいただきたいと考えています。

教育長 教育大綱を話し合う総合教育会議は何月を想定しているのか。

教育部長 早ければ9月を考えています。出来るだけ早い段階でと考えており、市政策課と協議の上進めていきます。

教育長 中間案を議会に示す必要はあるのか。

教育部長 9月議会閉会後の10月に協議する機会を設けるため、中間案として、体系的なものをお示しすることになります。

参事生課長 生涯学習計画につきましては、6月定例会にて報告事項としてスケジュールをお示ししており、9月議会に骨子案を、1月に計画案を提出するという計画になっていましたが、総合計画の策定スケジュールが遅れている関係で9月議会に報告する機会がないという状況です。教育大綱が示されていない中で、その下の分野別計画の骨子案は策定できないと考えていますし、進捗状況も学校教育ビジョンより少し遅れていることもあり、今回生涯学習計画の骨子案は提出していない状況です。

教育長 骨子案はいつ出るのか。

参事生課長 10月以降に議会側が説明を受けるとの事を聞いていますので、それまでに協議事項として上げさせていただきます。最終は、パブリックコメントが終わったあと修正し、最終の計画案として

議案を提出させていただきます。

教育長 どの計画にしても最終は3月頃に議案として出てくるということか。

教育部長 そのとおりです。

教育長 それまでは進捗状況に応じて協議事項として様々なご意見をいただきたいということか。

教育部長 はい。協議事項としてご意見を積み重ね最終案にもっていきたいと考えています。

教育長 8ページに基本施策が5つあるが、柱だけで中身が分からない。このままでは議会に出せないの、現段階では完成していないという理解でよいか。

教育部長 基本施策にそれぞれに施策がぶら下がってくるものとなります。議会提出については体系図的なものと考えています。

宮村委員 6ページの「,」は使用してもよいのか。

学校課長 教科書等でも縦書きの場合は句読点となりますが、横書きの場合は使用可能だと思います。

参事生課長 一般的にビジネス文書の横書きではカンマを使用し、公文書では縦書きも横書きも句読点となると思います。

支援GL 学校教育現場では、横書きはカンマを使用し、教科書等もカンマを使用しており、それに整合させました。

宮村委員 策定のメンバーを教えてください。

支援GL 委員長に三重大大学の山田康彦先生、地域、幼稚園、小学校の現職の先生、校長会代表、PTA代表者、市職員17名となっています。

宮村委員 現行の学校教育ビジョンに対する改定部分についてだが、基本的な考え方の整理の仕方が現行と変わっている。「めざす子どもの姿」の文言は時代に合わせて変わるのには良いが、現行のものは「基本理念」、「付きたい力」、「基本目標」、「基本方針」の一般的なパターンである。今回のものは、「教育スローガン」があり、これが現行の「基本理念」に当たるものなのか。「教育スローガン」の中の「基本姿勢」が2つある。体系の整理の仕方についてどのような審議があったのか。

支援GL 「めざす子どもの姿」は、前回のものに加え、教育を取り巻く背景やこれまで取り組んだ保護者や地域、教職員のアンケートか

ら、重要となるポイントとして、変化を前向きに受け止めて失敗を恐れず挑むことや、自ら学び粘り強くやり遂げて自ら人生を作り出すこと、また、自ら積極的に人や物と関わること、ICT機器等の先端技術を駆使しながら感性を働かせるということが、これからの子どもに必要なのではないかということで変えています。「教育スローガン」については前回の「基本理念」がこれにあたります。「基本理念」を「教育スローガン」とした理由は、スローガンとは理念や目的を簡潔に覚えやすくしたものであることから、教育に関わるものが誰に対しても分かりやすく親しみやすいように、前向きにアクティブになれるようスローガンという言葉にしました。「基本姿勢」については大人たちが子どもに対する姿勢として挙げており、子どもたちを誰一人取り残さず、自分らしくいられるよう、豊かな地域資源とつながり共に歩むことが出来るようにとしています。

宮村委員

前回の教育ビジョンでは、つけたい力として3つの項目を挙げていた。今回は大人が子どもに伝えたいことを基本姿勢1と2に整理した。改定趣旨の中で多岐にわたる課題に的確に対応するために必要であり、ますます複雑化する予測が難しい社会の中で今後学校教育に必要なことがまとめられているというような中で、項目が1つ減った。これで十分に捉えきれているということか。

支援GL

改定委員会6回の中で「めざす子どもの姿」、「教育スローガン」、「基本姿勢」の2つについても5回話し合いを行っており、十分に話し合いをさせていただいたと判断しています。

宮村委員

「基本姿勢」の2つを受けて、8ページの基本施策が5つある。この後に現行では基本方針があったが、今後示していただくということか。

支援GL

そのとおりです。

宮村委員

「教育スローガン」については、今後解説を出していただくと思うが、この文言だけでは内容が分からない。分かりやすい言葉で説明をお願いしたい。

支援GL

幼児期から将来にわたる学びを意識して学校地域住民や行政等と亀山っ子に関わる全ての大人が一丸となって「チーム亀山」として教育課題に取り組み、子どもたちに連続性を持たせながら教育の推進に取り組むということと、世界で活躍する子どもを育て

るということだけでなく世界のどこでも自分らしく生きることが大切にしていきたいという思いからこの文言としています。

教育長 骨子案、中間案とも、現体系図と新体系図の比較資料を添付していただきたい。

教育部長 現行計画と新計画との相違点を明確にするためにも、どこがどう変化したかを図式化したものを体系図と共にお示しします。

大萱委員 「教育スローガン」について、「亀山っ子一人ひとり」とその下の「チーム亀山」の「一」が同じ字体なので読みにくいと思う。

教育長 フォントを変える等の工夫をしてはどうか。検討していただきたい。

教育部長 了解しました。

教育長 協議事項2「亀山市立図書館条例の改正について」説明を求める。

参事生課長 (資料に基づき説明)

宮村委員 亀山駅前の建物には商業施設が一部入るが、ほぼ図書館である。亀山市立図書館の愛称募集をされる予定はあるのか。

教育長 愛称募集は終了した。

宮村委員 そのことを条例に記載しないのか。

参事生課長 愛称募集については、再開発組合の第2ブロック一帯の愛称を再開発組合において募集をかけ、選考を進めているところです。図書館の愛称という話も出てくると思いますが、図書館をイメージできるような愛称を付けていただくような動きで進めています。

教育長 図書館を含む再開発した部分の愛称を再開発組合が募集するというで行った。図書館単独での募集は控えている。

参事生課長 例えば総合保健福祉センター「あいあい」等の名称は例規上に位置付けられているものではありませんので、今回も愛称については条例には規定しません。

大萱委員 資料の改正内容(10)について近隣の民間駐車場との均衡という記載があるが、均衡とは同じように合わせる意味ではないのか。

参事生課長 使用時間の捉え方がありますが、駐車時間の設定的には2時間までとしていますので、その駐車時間での駐車料金というのは200円もしくは300円となります。あと、図書館利用に支障

が出ないようにということです。

教育長 これは地下駐車場のことである。

参事生課長 図書館の駐車場としては100台程度を確保することとしていますので、地下駐車場の台数を超える分については周辺の民間駐車場を借り上げようと思います。その際は無料とし利用の仕方を検討します。

教育長 11ページには「地下」という文言がない。一方、条例の方にはあるが。

参事生課長 資料修正について検討します。

宮村委員 14ページの「他の図書館」とは関図書館のことか。

参事生課長 他の市町、県等の図書館のことです。

大萱委員 関図書館は無くなるのか。

参事生課長 現在も条例上の位置づけはありませんが、地域の読書活動拠点としての整備を考えています。

大萱委員 15ページの「図書館への入館を拒むもの」として「動物を携帯する者」とあるが、介助犬等はどうするのか。また、多目的スペース等の利用者に対し、利用料等を考えているか。

参事生課長 多目的室やグループ学習室については教育委員会規則において定めませんが、使用料をいただくとなると条例の規定となります。貸館するというものではなく、図書館は無料で使用できるという考え方ですので、利用料は考えていません。貸すということではなく、団体が活動希望した場合等において、登録制にすること等を考えています。

大萱委員 読書と関係ない団体はどうするか。

参事生課長 基本的には図書館に関連する団体を想定しています。

教育長 第11条のとおり規則で今後定めていくということか。

参事生課長 そのとおりです。

教育長 電子化して予約できるようなシステムづくりを検討しているため、それも規則で定めることとなる。

大萱委員 ボランティア団体等に会議をするために貸す場合は利用料を取るのも1つかと考えた。

参事生課長 基本無料です。

教育部長 交流の場ということもあり、使用、活用については、締め付けないようにしたいと考えています。特定の方だけの集まりや営利

に関わるものは遠慮いただきたいと考えていますが、この場合は、活動の発表の場としての位置づけを行っていますので、それぞれの活動を市民に知っていただくための場として使用していただくことを基本と考えています。

参事生課長 動物についてですが、盲導犬は「拒むもの」には該当しません。

若林委員 商業施設はどのような業者等が入るのか決まっているのか。飲食は可能とのことだが汚してしまった場合はどうするのか。

教育部長 一定のエリアで飲食は可能ですが、例えば、飲み物をこぼしたり等のようなことは想定しており、ふき取れるフローリングにする等の配慮を行う必要があると考えています。また、使用者に対して、飲み物についても原則蓋つきのものにしていただく等、そのような決め事についても規則等で定めていく方向です。

9. 閉会

午後3時45分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

3番委員

4番委員